

# 定例公安委員会開催概要

## 1 開催日

令和6(2024)年3月13日

## 2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

### ■全体会議

#### 【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「一昨日は3.11ということで本部長とともに献花を行ってきた。現在も、沿岸部では、警察がご遺体の捜索をしていることについて、本当に頭の下がる思いである。」

旨の発言があった。

#### 【警務部議題】

##### ○ 岩手県警察組織規則及び岩手県警察職員定数規則の一部改正について

警察本部から、「本改正は、令和6年度組織改編等に伴い、岩手県警察組織規則及び岩手県警察職員定数規則の一部を改正するものであり、改正の内容については、第一として、岩手県警察組織規則の「組織改編関係」は、刑事部刑事企画課に置かれている捜査支援分析室を所属に格上げすることに伴い、刑事部捜査支援分析課を新設し、同課の所掌事務を定めるとともに、併せて所要の整備をすること、第二として、刑事部に置かれている機動捜査隊を廃止し、刑事部刑事企画課の内部組織として新設することに伴い、所要の整備をすること、「附則関係 岩手県警察国有物品管理規則の一部改正」について、物品供用員を置く所属から機動捜査隊を削る所要の整備をするものである。また、岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則のとおり、岩手県警察職員定数規則を改正するものであり、これらについては、令和6年4月1日から施行するものである。」旨の説明があり、決裁した。

#### 【生活安全部・交通部議題】

##### ○ 警備業法等の一部改正に伴う「警備業法等に基づく行政処分の公表に関する規則」及び「岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程」の一部改正について

警察本部から、「先に、警備業法等の一部改正に伴う「岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部改正について」決裁をいただいているが、今回、同法改正に伴い、「警備業法等に基づく行政処分の公表に関する規則」（平成24年岩手県公安委員会規則第2号）「岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程」（昭和38年岩手県公安委員会規程第1号）について、一部改正を行うもの。現在、国では、デジタル社会の実現に向けて、デジタル庁をはじめ、各省庁において、アナログ規制の点検・見直しなどの構造改革等が

推進されているところ、昨年6月に交付された「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」において、認定証等の書面の掲示というアナログ規制を定める警備業法等の個別法が、デジタル規制改革の対象として一括改正され、令和6年4月1日から施行となる。

この一括改正により、「警備業法」及び「運転代行業法」の一部が改正され、認定証が廃止、「探偵業法」の一部が改正され、探偵業届出証明書が廃止されることを受け、関係規則等について所要の整備をするもの。

「警備業等に基づく行政処分の公表に関する規則」については、岩手県公安委員会が警備業法、運転代行業法及び探偵業法に基づいて行った行政処分の公表に関し、必要な事項を定めたもので、警察庁が警備業法等に基づく行政処分の公表基準について定めた通達に基づき制定しており、今回の警備業法等の一括改正を受け、警察庁が行政処分の公表基準を見直し、新たな公表基準が示されたことから、行政処分の公表に関する規則についても見直しを行い、一部を改正するもの。改正内容は、警備業法及び運転代行業法では、これまで行政処分時に公表する事項として、「認定証の番号」を規定していたところ、これを「認定の番号」に改めるもの。

この一括改正により、「警備業法」及び「運転代行業法」の一部が改正され、認定証が廃止、「探偵業法」の一部が改正され、探偵業届出証明書が廃止されることを受け、関係規則等について所要の整備をするもの。」旨の説明があり、決裁した。

## 【警備部議題】

### ○ 石川県能登地方を震源とする地震に伴う本県警察官の派遣について

警察本部から、「石川県能登地方地震災害の発生に伴い、本県警察では石川県公安委員会からの警察職員の援助要求を受諾し、同要求内容に基づいて本県警察官を石川県警察に特別派遣しているところ、新たに、特別機動捜査部隊（派遣期間：令和6年3月15日から3月21日まで（7日間）、派遣人員：4名、派遣先等：輪島署又は珠洲署管内での犯罪捜査活動）、特別自動車警ら部隊（派遣期間：令和6年3月20日から3月31日までの間（12日間）、派遣人員：12人、派遣先等：石川県内でのパトカーによる警戒活動）特別自動車警ら部隊（派遣期間：令和6年3月23日から4月3日までの間（12日間）、派遣人員：6人、派遣先等：石川県内でのパトカーによる警戒活動）の援助要求を受けた。なお、特別自動車警ら部隊については、警察庁の調整により、生活安全部、交通部からの派遣となっている。」旨の説明があり、決裁した。

#### 《 委員発言 》

「13年前に被災した当県から警察職員が派遣され、被災した方々と接触するのは、非常にいい機会であり、役に立つ派遣だと思う。よろしく願いたい。」

## 【生活安全部議題】

### ○ 各署地域課に対する本部各課からの業務依頼・報告の合理化について

警察本部から、「各署地域警察官の地域警察活動の実効性の向上、事務の合理化、若手地域警察官の早期育成を目的として、従来、本部各課において、各署地域部門に対し業務依頼をしている業務について、本部地域課で把握するとともに、広報資料1枚で複数内容の広報資料として活用できるよう、各課に広報資料の作成依頼をし、本部地域課にて校正した後、各署地域課にデータ送信し、各受持ちの巡回連絡、会合等の外部活動に活用、実施後の結果報告を一本化するもの。令和6年4月1日から開始する。」旨の報告があった。

#### 《 委員発言 》

「従来、各課別々に出していた情報を、本部が一元化して調整を図ることは、情報の伝達手段としてはよいと思う。最新の情報を伝えながら地域住民と接していただきたいと思うが、一方で、頼りきりになってしまわないかという懸念も生じるので、自分で工夫する余地も残しておくべきである。」

→本部発言

「それぞれの警察署あるいはその交番・駐在所の実態に沿った活動は、創意工夫しながら今後も継続させる。」

## 【警察学校議題】

### ○ 初任科第99期・一般職員初任科第37期の入校式について

警察本部から、「初任科第99期・一般職員初任科第37期の入校式について、4月5日金曜日、午前10時から、警察学校体育館で執り行うこと、入校生は、初任科第99期生が85名、一般職員初任科第37期生が14名の合計99名の予定となっており、一般職員初任科のうち2名は情報通信部職員であること、短期課程学生は、大学卒業者で約6か月にわたる研修期間、長期課程学生は、高校及び専門学校等の卒業者であり、約10か月にわたる研修期間となっていること、憲法などの座学や、柔道、剣道、逮捕術などの術科訓練、各警察署での制服実務研修などを通じて、職務執行に必要な知識や技能を習得すること。」旨の報告があった。

## ■個別会議

### ○ 県民課

犯罪被害者等給付金支給裁定申請の裁定についての説明、決裁

### ○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

### ○ 人身安全少年課

ストーカー規制法による禁止命令等実施報告についての報告

### ○ 監察課

令和5年度退職警察職員辞令交付・表彰式における公安委員の対応についての説明、決裁  
監察課業務報告

### ○ 総務課

公安委員会あて苦情の受理についての説明、決裁